

福祉サービス第三者評価事業倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利法人共育機構Ohma（評価調査者及び関係職員等を含む）（以下「評価機関」という。）が第三者評価事業を実施するに当たって遵守すべき守秘義務を含めた倫理事項を定めることを目的とします。

(公正)

第2条 評価機関は、評価の実施に当り評価事業者またはサービス利用者に対し、福祉サービス第三者評価の趣旨に基づき、公正・中立な立場で、かつ専門的で客観的な評価を行い、評価の信頼性、公平性の確保に努めます。

(公序良俗)

第3条 評価機関は、公序良俗に反する業務その他品性と信用を損なう事業を実施、若しくはこれに加わることはせず、また、これらの事業に評価機関の名称を利用させないものとします。

(禁止行為)

第4条 評価機関は、契約金額以外の金品は受領いたしません。
評価機関は、福祉サービス提供事業者（以下「事業者」という）・サービス利用者及びその家族に対して政治・宗教・信条に関する勧誘の活動を行いません。

(収集情報の目的外利用の禁止)

第5条 評価機関は、第三者評価機関として情報を収集する場合、評価の実施に必要な必要最低限情報のみを収集し、収集した情報を評価以外の目的には決して使用いたしません。

(守秘義務及び管理義務)

第6条 評価調査者及び評価機関は、評価を実施する上で知りえたサービス利用者及びその家族並びに事業者に関する情報を的確に管理を行い第三者に漏洩いたしません。
また、業務を利用し、第三者評価に関する契約にかかる料金、費用以外の金品を請求しません。
評価業務にかかる契約事項並びに取り決め事項については、確実に履行します。
利用者に対するヒアリングを実施する際は、利用者に調査協力を強いることがないよう、十分に配慮するとともに、利用者及びその家族に対する人権を尊重するとともに個人情報の保護を徹底します。

(サービス事業者への報告)

第7条 評価機関は、評価するにあたり実施した利用者調査及び事業評価者の各職員の自己評価結果については、記入者が特定されないように配慮した上で事業者に報告します。

(訪問調査サービス利用者情報等)

第8条 評価機関は、評価を実施するにあたり、訪問調査の際、サービス利用者及びその家

族に関する情報が記載された書面は訪問調査先で確認する事とし、持ち出しは行いません。

(訪問調査事業者情報)

第 9 条 評価機関は、本規程第 7 条に定める回答の記入された利用者調査票及び事業者職員等の自己評価調査票を除き、事業者に関する情報が記載された書類等は、訪問調査の際に現地で確認することとし、持ち出しは行いません。ただし、事業者の同意がある場合はこの限りではありません。

(通報義務)

第 10 条 評価機関は、調査の過程において明らかに法令に違反する虐待等の事実を確認し、個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急且つやむを得ないと認められる場合は、状況の改善に対応する監督行政機関等に、速やかに通報する義務を負います。

(調査活動に対する協力を強いることの禁止)

第 11 条 評価機関は、評価を実施するにあたり、サービス利用者及びその家族に対し調査への協力を強いることの無いように、サービス利用者及びその家族の意向を十分配慮します。

また、評価機関が評価の実施に当り外部者に対して協力依頼または業務の一部を委託した場合には、当該外部者がサービス利用者及びその家族に調査協力を強いることの無いように、サービス利用者及びその家族の意向に十分配慮するように適切な指導を行います。

(窓口の設置)

第 12 条 評価機関は、第三者評価の実施に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設けるとともに、事業者、サービス利用者及びその家族等に対し契約時において周知します。

(評価契約の締結)

第 13 条 評価機関は、評価機関と事業者との間に公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価の実施に支障をきたす恐れがあるときは、当該事業者との間において評価契約を締結しません。

(事業者との関係)

第 14 条 評価機関は、契約事業者との間においては、評価の公正・中立を害するような一切の利害を生じさせません。評価に際しては、第三者評価の適正かつ円滑な実施とともに、事業者のサービス提供に支障を来さないよう、評価機関及び事業者が相互に協力して業務を実施するものとします。

(配慮義務)

第 15 条 評価機関は、評価の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて事業者及び利用者に対して不必要な負担をかけたり、不利益をもたらしたりするような事はしません。

(紛争の防止)

第 16 条 評価機関は、事業者との信頼関係を保持し、紛争が生じないように努め、紛争が生じた時は信義誠実の原則に則って対処し、早期解決にあたります。

附則

この規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日より施行する。